

## 平成 22 年度税制改正に関する要望

日本商品先物振興協会

### 1. 要望事項

<p>商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。</p>
---

### 2. 理 由

(1) わが国経済の安定的発展と競争力強化を図る上で、金融市場・商品先物市場の国際競争力の強化が喫緊の課題とされる中、個人投資家を含む多様な投資資金の流入による市場の流動性向上が不可欠である。

(2) しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式等、金融商品先物取引（有価証券先物取引、取引所金融先物取引）及び商品先物取引にしか認められていないことから、個人の投資資金についての税制面での利便性は必ずしも高いとはいえない現状にある。

投資資金の市場参入を促進するためには、この金融所得の税制について、市場選好に公平・中立で、かつ、簡素な税体系とすることが望まれる。

(3) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融市場・証券市場・商品先物市場等の流動性・安定性確保のために重要な存在である。金融所得課税制度の一層の改善によって、個人投資家が金融市場及び商品先物市場に参入することとなれば、市場の流動性を増大させ、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待されるところである。

以 上